

有料活動室 (: 第一研修室
: 第二研修室
: 第三研修室
: 和室) の予約ルールについて

有料活動室（第一研修室、第二研修室、第三研修室、和室）の貸室手続きは下記の通りです。

- : 予約は6ヶ月前から可能です。
- : 予約は団体の申込者が1階受付で希望日時を確認し、施設利用申請許可書を記入・提出・支払いすることで完了します。
- : 電話による予約はできません。
- : 予約せず利用された場合、予約したにもかかわらず事前に連絡なく利用されなかった場合は、以後の予約を制限させて頂くことがあります。
- : 利用内容により、使用をお断りすることがあります。
- : 予約のキャンセルは、施設利用中止・取消申請書を提出して下さい。

【予約の詳細について】

: 下記の表のとおり予約時間を枠（午前の枠・午後の枠・夜間の枠）で区分します。

: 定期的利用の場合、同じ団体が、同じ部屋・同じ曜日・同じ時間枠を月2回まで予約ができます。

また、同じ部屋の2枠以上の予約も月2回までとなります。

(ただし、2ヶ月前に同枠が空いていれば利用可能です。)

[実施適用日は、令和2年11月1日からの利用に適用します。]

		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
1日	水													
2日	木													
3日	金													

← 午前枠 (9:00~12:00) ← 午後枠 (12:00~17:00) ← 夜間枠 (17:00~21:30) →

より多くの団体が利用できますよう、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い致します。